

秋田市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
51065	仁井田新田一 丁目22号線	仁井田新田一丁目132番2地先		53.40	6.00
		仁井田新田一丁目132番6地先			
60895	新屋前野町23 号線	新屋前野町259番地先		56.50	6.00 ～ 6.50
		新屋前野町21番1地先			
60896	新屋前野町24 号線	新屋前野町16番13地先		138.20	6.00
		新屋前野町21番2地先			
60897	新屋前野町25 号線	新屋前野町31番7地先		57.60	6.00
		新屋前野町31番3地先			

2 縦覧期間

令和5年7月4日から同月24日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで